

入園のしおり

(特定教育・保育施設の重要事項説明書)



社会福祉法人力タスの園

聖心保育園

2024. 4. 1現在

入園のしおり(特定教育・保育施設の重要事項説明書)

※ この冊子は、令和6年4月1日現在、聖心保育園(以下「本園」という)に入園あるいは継続ご利用の皆様に、本園ご利用において知っていてほしい事柄を **入園のしおり** として記したものです。

その後、**特定教育・保育施設の重要事項説明書**として、本園運営規程の概要及び説明、職員の勤務体制、利用者負担等について記載しています。

この冊子は、本園ご利用期間中は必ず保管しておいてください。また、関係者以外の方への閲覧はお断りします。



ページ

入園のしおり

- ・保育内容・保育時間・休日・給食・保育料・諸経費・健康管理・保護者会・園児の保険について……3
- ・ふれあいを大切に・持ち物について・防災について・その他 3
- ・年齢ごとの持ち物について 4

特定教育・保育施設の重要事項説明書

編年史

1. 施設・設備等の概要 6
2. 施設の目的(役割)・運営方針 6
3. 法人の理念等 7
4. 職員体制 8
5. 保育を提供する(開園)日・休園日 8
6. 保育を提供する時間 9
7. 年間行事 9
8. 給食について 9
9. 利用料金 10
10. 本園の利用に際しての留意事項 10
11. 病気への対応 10
12. 感染症について 11
13. 個人情報の取り扱いについて 13
14. 家庭との連携 14
15. 身体測定・尿検査 14
16. 内科健診・歯科健診 14
17. 人権擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項 14
18. 利用終了 14
19. 賠償責任保険等の加入 15
20. 緊急時の対応方法 15
21. 防災訓練及び非常災害時の対応 15
22. 国から緊急情報(Jアラート等)が発信された場合の対応 16
23. ※苦情受付《ご意見ご要望をお寄せ下さい》については入園のしおり P.5に掲載

第1に、ドン・ボスコの教育法に基づいて保育を行い 人格形成に努めています。ドン・ボスコの教育法は、道理・信仰・愛情を3本の柱としています。道理は考える力を大切にし、そこに働きかけること、信仰は、カトリックの価値観、愛情は、他者に対する愛です。ドン・ボスコは19世紀にイタリアで青少年の教育に生涯を捧げたカトリックの司祭です。

第2に、モンテッソーリ教育法を取り入れ、子ども一人ひとりの自主性とその人格を認め、自立(自由に、自分の頭で考え判断し、選び決定する的能力)心に満ちた人間に育つための保育に努めています。

また、全体・年間・月間・週の計画をもとに、家庭や地域との連携を密にして、子どもの健やかな成長を促していきます。そのために、保育ICTシステム Hoic での連絡や送迎時のお話等を通してご家庭との連絡・連携をとり、保護者の皆様には保育参観・懇談、その他 園の諸行事への参加と協力をお願いしています。

保育時間

保育標準時間(11時間)の場合 平日は午前 7:00～午後 7:00まで開園します。ただし午後 6:00～午後 7:00までは延長保育です。延長保育料は利用者負担となり、申し込みが必要です。)

※ 土曜日の保育は、原則 午後 1:00までです。仕事の都合などで午後 1:00 以降も保育が必要な場合は、ご相談の上保育いたします(午後 6:00まで)。ご希望の方は事前にお申し出ください。

保育短時間(8時間)の場合 原則午前 8:30～午後 4:30(※但し、土曜日の保育は午後 1:00まで)です。延長保育時間は午前 7:30～8:30と午後 4:30～5:30で、原則保育時間の前後 1 時間です。(延長保育料は利用者負担となり、申し込みが必要です。)

休日

☆ 日曜日・祝日 ☆ 大規模災害(地震・台風など)・感染症等、休園の必要があるとき ☆ 新年度準備の日
☆ 冬期休暇(12月 29 日～1月 3 日) ☆ 園長がその必要があると判断したとき

給食

☆ 0,1,2歳児は、おやつ(9時、3時)と昼食(主食と副食の完全給食)
☆ 3歳児以上は、おやつ(3時)と昼食(主食と副食の完全給食)
☆ アレルギーの方は除去食を用意します。園の指定用紙に記入後、病院の診断書を添えてお申し出ください。
☆ 献立は三原市の栄養士によって作成され、本園で調理いたします。



保育料

保育料の納入額は、保護者の所得によって異なります。それは前年度の所得税・市民税・固定資産税などの課税額により、国が決めた基準に従って市が決定し市が徴収します。

詳しいことは、市のこども保育課へおたずねください。

諸経費

保護者会費・延長保育料等の諸経費は集金袋で、3歳児クラス以上の給食費は、もみじ銀行・自動引き落とし、または、現金にてそれぞれ月初めに集金させていただきます。

健康管理

嘱託医により 内科健診を年2回、歯科健診を年1回 受けます。その他 尿検査を年1回 受けます。

保護者会

全園児の保護者の皆さんは、園との連携のもと 自主的な活動をしています。

総会・秋祭り・文集作成・その他 園の諸行事(運動会・クリスマス会等)にはぜひご参加ください。

園児の保険について

園児は独立日本スポーツ振興センター(安全会費)に加入し、保育中の事故については治療費等の給付を受けることができます。入園時と年毎(年度始め)に会費を納めて頂きます。

ふれあいを大切に

子どもたちは毎日お家の方と一緒に家を出て来園し、保育園で生活をしています。保護者の方と長時間離れて過ごすため、お子さんは心理的に不安になることもあります。必ずしも、保育園に来ないといけないわけではありません。保護者の方がお休みの時は、どうぞお子さんをゆっくり休ませてあげてください。園での生活は、ご家族の皆さんとのふれあいには到底及ばず、子どもたちの心身の健やかな成長には精神的な安定が欠かせません。家族の

ふれあいや対話を大切にし、今しかできないお子さんとの関わりを大切にして頂きたいと思います。

防災について

園では毎月、火災・地震等の避難訓練を行っていますが、実際に火災が起きた時、また、大型台風の予報が発せられた時などは、休園になることがあります。これは子どもたちの安全を第一に考えてのことです。保育中、この様な事態になつたら連絡をしますのすぐにお迎えをお願いします。

その他・お願い

- * 保育ICTシステム「Hoic」を導入し、このシステムによって登降園管理、日々のお知らせ等 行っています。登降園時には、玄関に設置してあるタブレット端末に、ご自分の携帯に登録したQRコードをかざしてください。
- * 写真撮影は主に吉原写場、写真販売サービスは「snap snap (スナップスナップ)」に委託しています。
- * 病気や家庭の都合などにより 欠席あるいは遅刻する場合は、8時45分までにご連絡ください。
- * 在園中に住所・勤務先等、保護者の連絡先に変更があった場合は、必ず担任にご連絡ください。
- * 定められた予防接種は、入園後も決められた時期に体調をみながら必ず受けてください。
- * 通信物・掲示物も時々あります。ご確認ください。
- * 駐車場を利用される方は、駐車の際にキーを抜いてください(エンジンをかけたまま車を離れることは危険です)。保護者が降車してから子どもを降ろし、子どもを乗せてから保護者はご乗車ください。駐車場での制限速度8kmです。厳守をお願いします。
- * 駐車場が込み合い ほかの方々の迷惑となることがあります。子どもたちの安全のため、降園時は遊ばないで速やかにお帰りください。
- * 園の出入口は、安全確保のため その都度お閉めください。
- * やむを得ず保育時間中 薬の服用が必要な場合は、医師の「与薬指示書」と保護者の「薬の連絡表」を添えて当日分(1回分)のみ 受け入れ担当の職員に手渡してください。
- * 医師の診断による伝染性の感染症に罹患して欠席し、登園を再開する場合は、意見書(用紙は園にあります)の提出が必要です。(P.11~P.12 参照)
- * その日の子どもの健康状態等、気になることがあれば、担任あるいは受け入れ担当の職員に必ず 口頭で伝えるか、保育ICTシステム「Hoic」でお知らせください。
- * 急な発熱や緊急時に備え、保護者の連絡先を明確にしておいてください(仕事が休みの時や外出時)。
- * その他、不明な点やご希望がありましたら、クラス担当職員にお申し出ください。

持ち物について

- 持ち物には下着から靴下まですべて、はっきりと名前をつけてください。また、譲っていただいたものも 必ず本人の名前に書き換えてください。

・たんぽぽ組(0歳児)持ち物

- | | |
|----------|---------------|
| ・手提げカバン | ・フェイスタオル(紐つき) |
| ・おしぶり 1枚 | ・食事用エプロン |
| ・クリアケース | |
- 〔個人ロッカー保管用〕
- | | | |
|--------|------------------|-----------------|
| ・肌着 3枚 | ・着替え(上下)各 3枚ずつ | ・紙オムツまたは紙パンツ 8枚 |
| ・おしりふき | ・汚れ物を入れる手さげナイロン袋 | ・排便用ナイロン袋 |
- ☆汚れ物など、持ち帰った物の枚数だけ補充をお願いします。



・ばら組(1歳児)持ち物

- | | |
|----------|---------------|
| ・手提げカバン | ・フェイスタオル(紐つき) |
| ・食事用エプロン | ・クリアケース |
| ・おしぶり 1枚 | |
- 〔個人ロッカー保管用〕
- | | | |
|--------------|--------------------|-----------|
| ・紙パンツ 10組 | ・汚れ物を入れる手さげナイロン袋2枚 | ・排便用ナイロン袋 |
| ・着替え(上下)2~3組 | ・肌着 2枚 | ・おしりふき |
- ☆汚れ物など、持ち帰った物の枚数だけ補充をお願いします。

・ちゅうりっぷ組(2歳児)持ち物

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・手提げカバン | ・ハンドタオル(紐つき) |
| ・汚れ物を入れる手さげナイロン袋 1枚 | ・食事用エプロン |
| ・クリアケース | ・おしほり(ケース)1枚 |

[個人ロッカー保管用]

- | | | |
|----------------------------------|-----------|--------|
| ・綿の普通パンツ 3~5枚 | ・紙パンツ 10枚 | ・肌着 2枚 |
| ・着替え(上下) 2~3枚 | ・排便用ナイロン袋 | ・おしりふき |
| ・汚れ物を入れる手さげナイロン袋(外のフックにかけるためのもの) | | |
| ☆汚れ物など、持ち帰った物の枚数だけ補充をお願いします。 | | |

・ゆり、すみれ、さくら組(3、4、5歳児)持ち物

《通園カバンの中に》

- | | | |
|------------------|----------------|----|
| ・ナイロン袋 1枚 | ・ハンドタオル(紐つき)1枚 | ・箸 |
| ・弁当包み(大きめのハンカチ) | ・おしほり(ケース) 1枚 | |
| ・うがい用コップ(布袋にいれて) | | |

《手提げカバンの中に補充しておく物》

- | | | |
|-----------|-------------|---------------|
| ・下着(上下)1組 | ・着替え(上下) 1組 | ・大きめのナイロン袋 1枚 |
|-----------|-------------|---------------|

☆汚れ物など、持ち帰った物の枚数だけ補充をお願いします。

その他

☆昼寝用の布団(しき布団・かけ布団→夏はタオルケット・冬は毛布も)

※昼寝用の布団は週末に持ち帰り、洗濯したりお日様に当てたりして月曜日に持ってきてください。

☆ 2,3,4,5歳児は上靴を使用します。(2歳児は、使用する際 クラスよりお知らせします。)

☆ 2,3,4,5歳児はパジャマを着ます。(2歳児は、使用する際 クラスよりお知らせします。)

(毎週水曜日と金曜日に持ち帰ります。洗濯をお願いします)

☆ 3,4,5歳児はうがい用のコップを使用します。布袋に入れて持ってきてください。(週末に持つて帰ります)

《ご意見・ご要望をお寄せください》

これから本園をご利用いただくにあたり、お気づきになったこと、ご意見やご要望などがありましたら、お話しください。ご意見をいただくため、本園職員の中に担当者と責任者がおります。また、第三者の方を通じてご相談いただくため、「第三者委員」も設置しております。

※委員の名前や連絡先は、事務室前に掲示しています。

※事務室前のご意見・ご要望箱もご利用ください。

(1)苦情受付担当者

名前 東 薫 主任保育士

名前 真浦 典子 事務員



(2)苦情解決責任者

名前 入江 みどり 園長

(3)苦情解決第三者委員

名前 木織 隆志 電話番号 090-7507-5264

名前 安藤 道子 電話番号 0848-62-2181

(4)受付方法

面接、文書、電話等で受け付けます。

電話番号 0848-63-6200 FAX番号 0848-63-6254

聖心保育園(特定教育・保育施設)の重要事項説明書

【編年史】

聖心保育園は1950年11月20日に、イエズス会士フランシスコ・マイエル師によって開設され、地域のニーズに応え、子どもたちと保護者の生活を支え、共に歩むために、“神のみ前に清く、正しく、愛深く”というキリスト教精神を基盤として、園児15名から保育所運営が始まりました。その後、広島教区、清泉会による経営を経て、1993年4月に社会福祉法人カリタスの園に引き継がれ、現在に至っています。

1. 施設・設備等の概要

法 人 名 称	社会福祉法人カリタスの園	
法 人 の 所 在 地	東京都杉並区井草4丁目19-28	
電 話 番 号	03-3397-5981	
代 表 表 者	理事長 長崎 春美	
施 設 の 名 称	聖心保育園	
施 設 の 所 在 地	広島県三原市東町3丁目-13-6	
連 絡 先	電話番号 0848-63-6200 F A X 0848-63-6254	
園 長 名	入江 みどり	
敷 地 面 積	1,384m ²	
屋 外 遊 技 場	693,47m ²	
構 造	鉄筋コンクリート2階建て(耐震構造)	
利 用 定 員	2号認定子ども (満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども)	54人
	3号認定子ども(1,2歳) (満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども)	36人
	3号認定子ども(0歳) (満1歳未満で保育の必要な子ども)	10人
実 施 す る 事 業 の 種 類	通常保育、特別保育事業(延長保育、一時預かり保育)	
施 設 の 概 要	乳児室、ほふく室、保育室、調理室、運動場 等	
開 設 年 月 日	昭和25年11月20日	認可 昭和26年2月1日

2. 施設の目的(役割)・運営方針

施 設 の	1 聖心保育園(以下「本園」という)は、児童福祉法第39条の規定と社会福祉法人カリタスの園の規定に基づき、三原市より委託された「保育を必要とする乳幼児」を受け入れる児童福祉施設です。
	2 本園は、保育の提供にあたって、カトリックの愛の精神のもと、入園する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場となるよう努めます。
	3 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもと、利用乳幼児(以下「子ども」という)の状況や発達過程を踏まえ、本園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行います。

目的	<p>4 本園の職員は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育園の役割及び機能が適切に發揮されるように、カトリック的倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育とともに、子どもの保護者や地域の人々に、保育に関する指導及び協力をするものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めます。</p> <p>5 本園は、三原市の関係法令を遵守し事業を行います。</p>
運営方針	<p>本園は、新保育所保育指針(平成29年3月28日厚労告117号)に基づき、以下に掲げる保育、その他の便宜の提供を行います。</p> <p>(1)本園は、乳幼児の健康で安全、幸福な生活のために必要な基本的な生活習慣を養い、身体諸機能の調和した発達を図ります。</p> <p>(2)本園は、集団生活を通して、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び協同の精神ならびに規範意識の芽生えを養うことに努めます。</p> <p>(3)本園は、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うことに努めます。</p> <p>(4)本園は、日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通して、言葉の正しい使い方に導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うことに努めます。</p> <p>(5)本園は、音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うことに努めます。</p> <p>(6)本園は、快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ります。</p> <p>(7)本園は、キリスト教倫理観に基づく全人的な子どもの発達を促します。その方法として、ドン・ボスコが提唱した「予防教育法」とモンテソーリ教育を実践します。 (入園のしおり保育内容 P3 参照)</p> <p>(8)本園は自然環境保護に関する学びや体験を通して「いのち」を大切にする心を身につける保育を実践します。</p> <p>(9)本園は幼児クラス(3・4・5歳児)に於いて通常縦割り編成を特徴とし、必要に応じて年齢別の保育を提供します。</p>

3. 法人の理念 及び本園のヴィジョンなど

法人の理念



社会福祉法人力カリタスの園は、「わたしの最も小さい者の一人にしたことは、すべてわたしにしたことである。」(マタイ25:40)とのイエス・キリストのみ言葉に基づき、カリタス(愛・やさしさ・あたたかさ)の実践により、一人ひとりが大切にされる社会を実現させるために創設された。

職員は日々 その趣旨を生きることにより、人格の円熟と専門的知識・技術の向上を目指し、利用者のニーズに応えたサービスを提供し、ゆだねられた業務に励みます。

聖心保育園ヴィジョン

聖心保育園は、イエス様の聖心の愛(優しさ、温かさ)に包まれて、一人ひとりが大切にされていることを実感し、互いの気持ちを分かち合い、支えあう家庭的な保育園です。 安心できる環境の中で 子ども達は、明るく生活し、人と人とのふれあいを通して、祈る心、感謝の心、思いやりの心を養います。

関わるすべての人々と協力しながら、家庭、地域社会を明るく照らす温かい光となるよう、共に歩んでいきます。

職員のミッション

私達保育者は、ドン・ボスコ教育法(道理、信仰、愛情)を基に、いつも子ども達と共にいて、一人ひとりの思いに共感し、喜びを分かち合い、謙虚な心を持って子どもを愛し続けます。

自然とのふれあいや、さまざまな体験を取り入れ、異年齢との関わり合いを通して、豊かな人間性を育みます。常に保育者としての専門性を高め、互いの尊敬と信頼関係のうちに共に成長しながら、保育ニーズに応えられるよう励みます。

園児のミッション

聖心保育園の子ども達は、イエス様とマリア様に守られてお祈りをし、お話をよく聞き、お友だちを大切にするやさしい子ども、本当のことが言える強い子ども、すすんでいさつのできる明るい子どもになります。

法令遵守責任者

社会福祉法人 カリタスの園 理事長 長崎 春美

理念及びヴィジョン達成のための中期目標(活動計画)

領域名称	中期(2018年～2023年の6年間)の活動計画における分野別目標
共同体作り	・子どもたち一人ひとりが大切にされている喜びを感じながら、主体的な活動を通して互いの気持ちを分かち合い、支えあう家庭的な保育園になる
宗教	・子どもたちがイエス様マリア様を身近に感ながら生活していく中で、祈る心、感謝の心、思いやりの心を育てる
文化・教育	・色々な遊びや体験を通して 様々なことを学び、主体的に行動できる子どもを目指す ・ドン・ボスコ教育法(子どもと共にいる)をもとにモンテッソーリ教育を実践していく
社会的成長	・子どもたちが様々な人々と触れあいながら、思いやりの心を育み、人と関わることが楽しいと思えるような環境を整える

4. 職員体制

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
事務員	1	1		
保育士	26	9	14+(3)	()=保育士補助
栄養士	1	1		
調理員	2		2	
嘱託医	2			内科小児科医1名・歯科医1名

5. 保育を提供する(開園)日・休園日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日、(特別)警報発令時等、新学期準備の日
その他	甚大災害・感染症流行時等、避難準備開始 高齢者等避難開始の発表で、保育ICTシステム Hoic の緊急連絡によるお迎えの依頼

* 感染症流行時の対応について (入園のしおり P11 「12. 感染症について」参照)

* 警報発令時の対応について (入園のしおり P15 「21. 非常災害時の対応」参照)

6. 保育を提供する時間

保育標準時間認定	保育時間	7:00～18:00
	延長保育時間	18:00～19:00
保育短時間認定	保育時間	8:30～16:30
	延長保育時間	朝 7:30～8:30、 夕 16:30～17:30, 17:30～18:00

- ① **延長保育**…保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、上記の時間内で延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途延長保育料が必要となります。（詳しくはクラス担当まで あるいは P10 の「9.利用料金③」別表2参照）
- ② **一時預かり保育**…本園入園児以外の保護者の就労準備や病気、冠婚葬祭等のために、一時的に家庭で保育できない場合に本園にて預かり保育を行っています。年齢及び保育時間により利用料金が異なります。

7. 年間行事 『保育 ICT システム Hoic にて日々のお知らせや予定等配信しています。必ずご確認ください』

- ① 園全体の行事として…誕生会、春の遠足、マリア祭、運動会、秋の遠足、秋祭り、人形劇、クリスマス会、保育参観（懇談）、卒園式などがあります。※年度初めに年間行事計画表を配布します。都合により変更する場合があります
- ② 1か月毎に園便り（みこころ便り）を、また、必要に応じて連絡等を保育 ICT システム Hoic で配信しています。
- ③ 各クラスでは、クラス毎の保育参観や懇談などがあります。
- ④ 幼児（3歳児・4歳児・5歳児）クラスは 外部専門指導者による特別指導があります。

英語	「英語で遊ぼう」（5歳児）	月1回程度
体操指導	体操教室（3・4・5歳児）	月に1回

8. 給食について

① 提供方法

- ・本園では三原市が作成した1か月の献立表をもとに本園で調理します。
- ・献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。玄関付近に日々の提供食品を展示しています。



② 提供日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。しかし、行事等により お弁当の持参をお願いする日が年に数回あります。

③ 子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	昼食内容	午後間食
0歳児	9時頃	11時15分頃	離乳食など	15時頃
1歳児	9時頃	11時15分頃	主食・副食	15時頃
2歳児	9時頃	11時15分頃	主食・副食	15時頃
3歳児		11時30分頃	主食・副食	15時頃
4歳児		11時30分頃	主食・副食	15時頃
5歳児		11時30分頃	主食・副食	15時頃

④ アレルギー等への対応

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書等の提出が必要です。除去食あるいは代替食に対応しますので、細やかな連携のご協力ををお願いします。

⑤ その他 衛生管理等

- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って、日々の衛生管理、確認及び検便の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

9. 利用料金

- ① 支給認定をした市が定める保育料を市にお支払いいただきます。詳細は市のことども保育課等へ。
 - ③ 本園において、実費徴収(諸経費)として、別表1に掲げる費用の支払いがあります。
 - ④ 通常保育の時間を超える保育(延長保育)を受けた場合は別表2に掲げる費用の支払いが必要です。
- ※ 納入袋(請求書)を受け取られてから 5日以内に、お釣りのないようにお支払いください。

別表1経費

保護者会費(保護者担当)	全園児 年間 5,000円	
保育用品・体操服など年齢に応じて必要な物品	0・1歳児	帽子・集金袋・クリアケース・名前(漢)ゴム印・約1,800円
	2歳児	帽子・集金袋・クリアケース・名前(漢)ゴム印・作品綴じ等 約2,300円
	3・4・5歳児	保育用品(個人用)体操服など約8,000円/3年、給食費 6,000円/月 (次月に徴収)

別表2延長保育料金

標準時間保育利用者	利用時間	料金
	18:00～19:00	1回に付き 500円、上限 3,000円、弟妹上限 2,000円
短時間保育利用者	7:30～8:30	1回に付き 500円、上限 3,000円、弟妹上限 2,000円
	16:30～17:30	1回に付き 500円、上限 3,000円、弟妹上限 2,000円
	17:30～18:00	1回に付き 400円、上限なし



10. 本園利用に際しての留意事項

① 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合の連絡

- ・出来る限り午前8:45までに欠席・遅刻の連絡をお願いします。尚、遅れる場合には給食の有無もお知らせください。
- ※12時以降 給食を取っておくことはできません。

② 降園が遅れる場合・保護者以外の方の送迎の場合の連絡

- ・送迎は、原則として保護者の責任(ご兄弟で、小学生以下のみの送迎では子どもを渡すことはできません)とし、必ずクラスまで 保護者が付き添って職員との引き継ぎをお願いします。迎えが通常より遅れる場合は、その旨 連絡をお願いします。保護者以外のお迎えの場合も、確認に手間取り、お待たせすることになりますので、必ず園に前もって連絡をお願いします。送迎時の怪我については、園では責任を負いかねます。特に園庭や駐車場ではご注意ください。荷物を持ったまま遊具で遊ばないようにしてください。

③ 毎朝の体調・体温等の確認

- ・登園前には必ず検温し、0歳児、1歳児までは保育ICTシステム Hoic に必要事項とともに記入してください。朝の検温で38℃以上の場合や感染性が疑われる場合は、登園をご遠慮ください。また、登園の際 皮膚疾患、その他 体調不良等の場合は必ず、早朝 担当職員やクラス担当職員にご連絡ください。

11. 病気への対応

- ① 子どもが園で不具合を訴えたり、容体が悪くなったりした場合は、連絡をしてお迎えをお願いすることがあります。乳幼児期は、容態の変化について特に注意を要しますので、基本的に体温が38℃以上の場合は電話連絡させて頂きます。また、事故や怪我など緊急を要する連絡が必要になる場合もありますので、児童調査票の連絡先を明確にして頂き、職場や連絡先が変更になった場合には必ず担任にお知らせください。

② 与薬について

・与薬は、本来 医師の指示を受けた保護者がするものですが、やむを得ない理由で、保育時間中の服薬が必要な場合にのみ与薬を承ります。その場合、医師の「与薬指示書」と保護者「薬の連絡表」と共に処方された薬を、必ず記名して当日分(1回分)のみ 受け入れ職員に手渡してください。薬の取り扱いについては、事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、医師の「与薬指示書」・保護者「薬の連絡表」がない場合あるいは記入漏れがあった場合は与薬できませんのでご了承ください。慢性の病気(アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における与薬や処置については、お子様の主治医の指示に従うとともに相互の連携が必要になります。その場合は担任にお申し出ください。

12. 感染症について

・子どもが集団生活を送るため、感染症に罹患する機会もあり感染対策が望まれます。本園においても伝染性の病気が確認された場合は、保育ICTシステム Hoic 等でお知らせします。

なお、学校保健法に基づき、登園停止をしなければならない主な伝染病と登園禁止期間等は以下の通りです。これらの伝染病に罹った後の登園には、園に 医師による意見書(園にあります)の提出が必要になります。この意見書に必要事項を記入してもらい登園の際、クラス担当にご提出ください。

出席停止の感染症(インフルエンザを除く): 医師による意見書の提出が必要

インフルエンザの場合は医師による意見書の提出は必要なく 登園時 保護者による登園届の提出が必要

感染症名	感染しやすい期間	潜伏期間	症状	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日まで程度までが最も感染力が強い)	1~4日(平均2日)	突然の高熱 全身症状(全身倦怠感 関節痛、筋肉痛、頭痛)を伴う	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(乳幼児にあっては、3日を経過するまで)
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	8から12日	38°C以上の高熱、咳、鼻汁、目やになどが あり、その後口の中の粘膜に小斑点(コプリック班)が出現する。熱が再び高くなった時に耳の後ろから発疹が現れて下方に広がる。 中耳炎、肺炎などの合併症を引き起こすことがある。	解熱後3日を経過してから
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	16~18日	発熱、発しん(顔面から始まる) リンパ筋腫脹(痛みがあり首、耳の後ろが腫れる)	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前からかさぶたが出来るまで	14~16日	かゆみを伴う発疹(紅斑→丘疹→水痘→かさぶた)	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	16~18日	発熱、片側ないし両側の唾液腺の痛みのある腫れ ※乳児や年少児は感染しても症状が現れないことがある	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	2年以内(特に6か月以内に多い)	咳 ※家族に結核の患者がいるときは疑う	医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血など症状が出現した数日間	2~14日	39°C前後の発熱、咽頭炎、頭痛、食欲不振が3~7日続く 結膜充血、眼脂(めやに)	主な症状が消え、2日経過してから

流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、眼脂等症状が出現した後数日間	2~14日	結膜充血、眼脂(めやに)、耳前リンパ節の腫脅と圧痛を認める	感染力が非常に強い為結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	7~10日	風邪症状から始まり1~2週間で特有な咳発作となる ※咳は夜間に悪化する	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	便中に菌が排泄されている間	3~4日	激しい腹痛、頻回の水様便さらに血便、発熱は軽度	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間があけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認された者
急性出血性 結膜炎				医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性膿膜炎菌 感染症				医師により感染の恐れがないと認められていること
新型コロナウイルス感染症等	登園のめやす 発症の翌日から原則5日を経過し、しかも、症状が軽くなってから1日経過していること			

登園に医師の許可が必要な感染症（意見書の提出は不要）

感染症名	感染しやすい期間	潜伏期間	症状	登園のめやす
溶連菌感染症	適正な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	2~5日	発熱、咽頭痛、時にかゆみのある発疹	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適正な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	2~3週間	咳、発熱、頭痛などの風邪症状がゆっくり進行し、特に咳は徐々に激しくなる	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	3~6日	水痘性の発疹が口の中及び手掌、足底に現われる(膝やお尻にも)発熱を伴うこともある	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	ロタ1~3日 ノロ1~2日	吐気、嘔吐、下痢(乳幼児は黄色より白色であることが多い) 発熱	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	3~6日	1~3日続く高熱、咽頭痛、のどの奥に水泡ができたり、白っぽくなる	発熱や口腔内の痛みがなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	4~6日	発熱、鼻汁、咳、呼吸困難、特に乳児期の初感染は重症化することがある	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	不定	小水泡が神経の流れに沿った形で片側性に現われる。痛みを訴えることが多い	すべての発疹がかさぶたになつてから

その他

感染症名	感染しやすい期間	潜伏期間	症状	登園のめやす
ヒトメタニьюモ ウイルス感染症		4~6日	咳(1週間くらい)、熱(4~5日)鼻水、悪化すると、ゼイゼイ、ヒュウヒュウという呼吸になり気管支炎、肺炎をおこす	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	化膿した部分が治るまで	2~10日	湿疹や虫さされあとをかいだ部位に細菌感染をおこし、化膿、水泡形成をする。かゆみを伴い広がっていく	皮膚が乾燥しているか、化膿部位がガーゼ等で覆える程度のものであること。治るまではプール禁止
伝染性軟屬腫 (みずいぼ)	皮膚の接触やタオル等を介して感染する		直径 1~3mmの丘疹 四肢や体に数個から数十個集まっていることが多い	プールや浴槽内の水を介して感染はしないが、ビート板や浮輪、タオル等の共用は避ける。あまりに個数が多い時は医師に相談する

13. 個人情報の取り扱いについて

- ① 本園では個人情報保護法に基づく以下の指針により情報を管理いたします。
- 1 保育の処遇上 必要な個人情報を適正、慎重に取り扱います。
 - 2 個人情報の利用目的を特定し、利用目的の範囲内で取り扱います。
 - 3 法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人(保護者含む)の同意を得ることなく第三者に開示・提供をすることはいたしません。
 - 4 個人情報の漏洩・滅失・棄損等の防止のため、適切な措置を講じます。
 - 5 個人情報を適正に管理する体制を整備し、職員間・保護者間の啓発に努めます。
- ② 本園では個人の情報を保育に関して必要となる以下の利用目的のため、使用させて頂きます。
- イ 園児名簿作成、クラス名簿作成、出欠状況等を保育活動に使用するため
 - ロ 本園が主催する行事実施のため(放送等で名前を呼ぶなど)
 - ハ 健康診断の実施等、園児の健康管理・連絡等、園児の安全確保・処遇・緊急時の連絡のため
 - ニ 園児の持ち物保管棚等、日々の保育に必要な物の管理のため
 - ホ 本園の施設運営に必要な業務を行うため
 - ヘ 保育、業務上必要な書類の郵送、電話、メール等の連絡のため
 - ト ホームページ作成のための写真
 - チ 誕生日カード、行事等の写真は、園の保育活動のためにのみ使用いたします
 - リ 官公庁の要請に応じ、必要な業務を行うため
 - ヌ 小学校との保幼小交流会あるいは円滑な連携・移行・接続を図るにあたって情報を共有する必要のため
 - ル 他の保育所へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うため
 - ヲ 緊急時において、病院その他 関係機関に対し、必要な情報提供を行うため
- ③ ご注意いただきたいこと…本園では子どもの育ちをできるだけ保護者の皆様と共有したいので、行事の際の写真撮影を許可したり、ホームページ上で保育の様子を掲載したりしています。これらの写真は個人情報保護法に触れない範囲で個人用としてお使いになれますですが、一緒に写っているお友達の写真等にはくれぐれもご注意ください。自分の子ども以外の写真には他の人がわからないよう処理をしてからでないと、転送したり他の人に見せたりはできませんのでご了承ください。これらが守られませんと今後 行事の写真撮影やホームページ上への写真添付ができなくなる可能性があります。



14. 家庭との連携

- ・本園や家庭での状況を相互に連絡しあうため、0、1歳児については、保育 ICT システム Hoic をより多く活用しています。また、2歳児及び幼児(3・4・5歳児)クラスについては、必要な連絡がある時に保育 ICT システム Hoic を活用しています。幼児クラスは、子どもを通じての連携や登降園時のクラス担当との口頭での連携の体制も整えています。
 - ・園から、保育 ICT システム Hoic で配信されたものや通信物は必ずご確認くださるようお願いします。
 - ・参観日、懇談会、運動会、秋祭り、クリスマス会など、園の諸行事への参加と協力をお願いします。
- ※本園では、全園児の保護者の皆様によって、保護者会活動も活発に行われております。保護者会へのご協力もよろしくお願ひいたします。

15. 身体測定・尿検査

- ① 毎月1回、身長・体重の測定を行います。その結果は 乳児は連絡帳システム Hoic にて、幼児は出席カードにてそれぞれお知らせします。
 - ⑤ 年に1度、尿検査(4月)を行います。保護者の皆様にご協力をお願いします。
- ※ お子さまの日頃の様子で心配なことがありましたら、隨時 ご相談ください。

16. 内科健診・歯科健診



- ・子どもの内科健診(年2回)及び歯科健診(年1回)を嘱託医が行います。

結果は、後日 お知らせします。

なお、本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

《内科・小児科》

医療機関の名称	川西医院
医 院 長 名	河島 充私子
所 在 地	広島県三原西町1-2-63
電 話 番 号	0848-63-4887

《歯科》

医療機関の名称	船木歯科医院
医 院 長 名	船木 洋治
所 在 地	広島県三原市西町1-6-5
電 話 番 号	0848-64-5533

17. 人権擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項

- ・本園では虐待防止及び人権擁護のため、以下の措置を講じています。

- ① 虐待対応マニュアルの整備・運用
- ② 年に数回、虐待防止対応会議及び外部研修参加を実施
- ③ 年3回 人権擁護マニュアルに基づく人権擁護担当者会議の実施

18. 利用終了

- ・本園は、次の事項に該当する場合に特定教育・保育の提供を終了します。

- (1) こどもが小学校に就学したとき
- (2) 保護者の仕事の終了等、自宅で子どもを育てられる条件がそろったとき
- (3) 保育料その他の費用を著しく滞納(3か月以上)し、当園の督促等に対して誠意を持って対応しないとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (5) 一時保育利用者は、その必要がなくなった時

19. 賠償責任保険等の加入

・本園は以下の保険に加入しています。

(1) 保険会社：独立行政法人日本スポーツ振興センター

種類：災害(負傷、疾病、傷害、死亡)・療養に要する費用

(2) 保険会社：(有)カリス；(東京海上日動火災保険株式会社) 適用範囲：園舎、器具備品

種類：企業総合保険 財産条項(カトリック火災共済制度)

20. 緊急時の対応方法

・お預かりしている子どもに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者との連携のもと保護者が指定した緊急連絡先、あるいは嘱託医又は主治医に速やかに連絡をし、必要な措置を取ります。

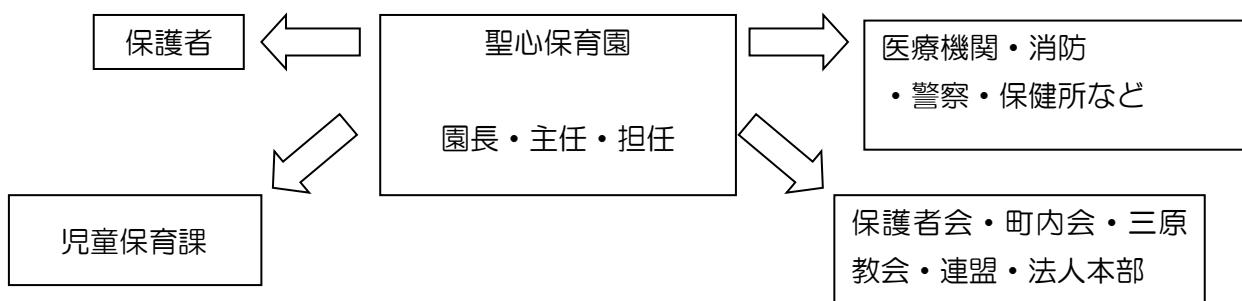
21. 防災訓練及び非常災害時の対応

① 非常災害時においては、別途 定める、「防災・危機管理マニュアル」に基づき 対応します。

・防災等のための訓練を、以下の計画に沿って実施します。

防 火 管 理 者	園 長
避 難 訓 練	毎月1回の避難訓練(火災) 年数回の地震の避難訓練 年に1回の総合避難訓練(消防署立会い・指導・学習) 年1回の交通安全教室(三原警察署交通安全課指導) 年数回の不審者侵入対策訓練 年1回の土砂災害避難訓練 入園時に緊急時連絡先・引き渡しカードの作成・年度毎の確認
防 灾 設 备	自動火災報知機、非常警報装置、誘導灯 他 年2回の点検
第 1 次 避 難 場 所	本園園舎(園庭)、三原カトリック教会
第 2 次 避 難 場 所	三原小学校(土砂×)、広島大学付属小中学校(洪水×)

《非常災害時の連絡体制》



② 臨時休園について

自治体より避難準備・高齢者等避難開始、あるいは国の警戒宣言などが出され、甚大災害が発生する恐れがある場合は一斉臨時休園とする場合があります。

③ 引き渡しカードについて(防災・危機管理マニュアル)

・万が一 緊急事態が生じた際の子どもの迎えの際の引き渡しカードを入園時に記載して頂きます。

22. 国から緊急情報(Jアラート等)が発信された場合の対応

・全国瞬時警報システム(J アラート)は、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。国からの緊急情報(Jアラート等)の詳しい内容は、内閣官房ホームページ「国民保護ポータルサイト」<http://www.kokuminhogo.go.jp/>をご覧ください。

- (1) 子どもが在園の場合…保護者への引き渡しまで園舎内外で保護します。
- (2) 園外活動等の場合…近くの建物に入れてもらう等 状況を判断して対応します。

上記(1)(2)の退避後、市町から避難等の指示があった時は、周囲の安全を確認しながら、指示に従う予定です。

23. 苦情受付について → P. 5 《ご意見ご要望をお寄せください》参照